平成２１年（フ）第４７３号
香川県東かがわ市坂元124番地３
債務者　上田　　實
1　決定年月日時　平成21年12月９日午前11時５分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月２日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２１年（フ）第４７４号
香川県東かがわ市坂元124番地３
債務者　上田　洋子
1　決定年月日時　平成21年12月９日午前11時５分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月２日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２１年（フ）第２１０号
宮城県石巻市蛇田字新下沼120番地１
債務者　相澤　恵理（旧姓蟻坂）
1　決定年月日時　平成21年12月８日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月３日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２１年（フ）第１００号
山形県鶴岡市道田町６番23号
債務者　佐藤　次夫
1　決定年月日時　平成21年12月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月３日まで
山形地方裁判所鶴岡支部

平成２１年（フ）第２２６号
福島県大沼郡会津美里町大石字家北2240番地
債務者　山下　**隆**夫
1　決定年月日時　平成21年12月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月３日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２１年（フ）第５３４号
新潟市南区西白根253番地７
債務者　関根　啓太
1　決定年月日時　平成21年12月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月３日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第５８０号
新潟市西区青山４丁目６番15号　サーパス青山501号
債務者　石河　昇子
1　決定年月日時　平成21年12月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月３日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第６５８号
新潟市東区新石山３丁目16番地４、前住所東京都港区浜松町１丁目５番10―702号
債務者　五十嵐　明
1　決定年月日時　平成21年12月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月３日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第６６８号
新潟市中央区西厩島町2337番地１　藤マンション105号、前住所新潟市中央区天神尾２丁目14番39号　アーデル天神尾206号
債務者　堀　　愛里（旧姓中田）
1　決定年月日時　平成21年12月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月３日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第７１０２号
大阪市東淀川区小松３丁目６番20号　美松苑404号
債務者　藤田　清史
1　決定年月日時　平成21年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８３７６号
大阪府枚方市印田町16番２号、住民票上の住所大阪府枚方市池之宮２丁目５番１―305号
債務者　西田　正男
1　決定年月日時　平成21年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８３９８号
大阪市住之江区北加賀屋１丁目４番26―905号
債務者　松尾加緒理
1　決定年月日時　平成21年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８４６８号
大阪市此花区酉島４丁目１番16―803号
債務者　東　　正治
1　決定年月日時　平成21年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８５４２号
大阪府豊中市新千里北町３丁目４番Ｂ40―105号
債務者　榮山　浩二
1　決定年月日時　平成21年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８６１１号
大阪市大正区鶴町４丁目３番15―304号
債務者　明神　義男
1　決定年月日時　平成21年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８６９１号
大阪府高槻市牧田町３番８―301号
債務者　小寺　伸雄
1　決定年月日時　平成21年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８９４６号
大阪府東大阪市足代１丁目１番20号
債務者　田中　淳一
1　決定年月日時　平成21年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部